

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
2	畜産農業	C po	8	40	8	30	8	36	
		C pi	8	9	8	9	8	9	
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有す るものにあつては	C po	-	-	-	-	8	40	
		C pi	-	-	-	-	8	9	新規に備考欄を追加
3	天然ガス鉱業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
4	非金属鉱業	C po	1	2	1.5	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1.5	2.5	1	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	C po	4	16	4	16	4	16	肉製品製造業
		C pi	1	6	1	8	1	6	日本標準産業分類による名 称変更
6	乳製品製造業	C po	5	8.5	5	16	5	8.5	
		C pi	1	3.5	1	8	1	3.5	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C po	5.5	11	8	16	5.5	11	
		C pi	1	5.5	1	8.5	1	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C po	3	4	3	5.5	3	4	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	
9	寒天製造業	C po	3	5.5	3	7.5	3	5.5	
		C pi	1.5	2.5	1.5	5.5	1.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C po	3	6.5	3	6	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	C po	3	7.5	3	12	3	7.5	
		C pi	1	3.5	1.5	8	1	3.5	
12	冷凍水産物製造業	C po	3	8	3	12	3	8	
		C pi	1.5	5.5	1.5	8	1.5	5.5	
13	冷凍水産食品製造業	C po	4	8	4	12	4	8	
		C pi	1	6	1	8	1	6	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	C po	3	8	3	12	3	8	
		C pi	1.5	4	1.5	8	1.5	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	C po	3	7.5	3	12	3	7.5	
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3	
16	野菜漬物製造業	C po	2.5	6.5	3	7.5	2.5	6.5	
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3	
17	味そ製造業	C po	4	7.5	4	7.5	4	7.5	
		C pi	1.5	4.5	1.5	5.5	1.5	4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C po	4	8	8	9	4	8	
		C pi	1.5	3	1.5	8.5	1.5	3	
19	うま味調味料製造業	C po	1.5	8	3	5.5	1.5	8	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	
20	ソース製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
21	食酢製造業	C po	3	4.5	3	7.5	3	4.5	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
22	砂糖精製業	C po	1.5	5	3	4	1.5	4.5	
		C pi	1	2	1.5	4	1	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
24	小麦粉製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5	
		C pi	1.5	2.5	1.5	4	1.5	2.5	
25	パン製造業	C po	2	6	3	7.5	2	6	
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
26	生菓子製造業	C po	3	7.5	6	7.5	3	7.5	
		C pi	1	4	1	6.5	1	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業	C po	3	4	3	4	3	4	
		C pi	1	1.5	1.5	4	1	1.5	
28	米菓製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5	
		C pi	1.5	4.5	1.5	4	1.5	4.5	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
30	植物油脂製造業	C po	2.5	6	4	7.5	2.5	6	
		C pi	1	2	1.5	5.5	1	2	
30項の備考	米糠を原料として使用するものにあつ ては	C po	4	8	4	16	4	8	
		C pi	1	2	1.5	5.5	1	2	
31	動物油脂製造業	C po	2	6	2	4.5	2	6	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
32	食用油脂加工業	C po	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5	
		C pi	1	2	1.5	4	1	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	C po	2	3	3	5.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
34	穀類でんぷん製造業	Cpo	3	6.5	3	10	3	6.5	
		Cpi	1.5	3	1.5	8	1.5	3	
35	めん類製造業	Cpo	3	6.5	3	7.5	3	6.5	
		Cpi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
37	豆腐・油揚製造業	Cpo	4	7.5	5	7.5	4	7.5	
		Cpi	1	4.5	1	5.5	1	4.5	
38	あん類製造業	Cpo	3.5	12	5	12	3.5	9	
		Cpi	1	4	1	8	1	4	
39	冷凍調理食品製造業	Cpo	4	8.5	8	9	4	8.5	
		Cpi	1	4.5	1	8.5	1	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	Cpo	2.5	7.5	4	7.5	2.5	7.5	
		Cpi	1	4.5	1.5	5.5	1	4.5	
41	清涼飲料製造業	Cpo	2.5	5.5	3	7.5	2.5	5.5	
		Cpi	1	2	1.5	3.5	1	2	
42	果実酒製造業	Cpo	1.5	2.5	3	4	1.5	2.5	
		Cpi	1	2.5	1.5	3.5	1	2.5	
43	ビール製造業	Cpo	3	4	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	2.5	1.5	3.5	1.5	2.5	
44	清酒製造業	Cpo	1.5	4	3	4	1.5	4	
		Cpi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo	2	4	3	4	2	4	
		Cpi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	Cpo	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5	
		Cpi	1	3	1.5	3.5	1	3	
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	2	1	3	1	2	
48	単体飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	2	1	3	1	2	
49	有機質肥料製造業	Cpo	1.5	3.5	2	3	1.5	3.5	
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5	
50	たばこ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cpo	2	6	2	5.5	2	6	
		Cpi	1	4	1	4.5	1	4	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C po	2	4.5	2	5.5	2	4.5	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C po	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
		C pi	1	4	1	4.5	1	4	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	C po	1	2	2	6.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C po	2	5.5	2	6.5	2	5.5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	6	2	5	2	6	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	6.5	2	5	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	1.5	4	2	6.5	1.5	4	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	9	2	5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C po	1	2	2	6	1	2	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C po	1	2	2	4.5	1	2	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	C po	2	3.5	2	3	2	3.5	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	C po	1	3.5	2	4.5	1	3.5	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	2.5	1	2.5	1	2.5	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
75	木材薬品処理業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
89	機械すき和紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
90	手すき和紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
91	塗工紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
92	段ボール製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
93	重包装紙袋製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
94	セロファン製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
95	乾式法による繊維板製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	C po	2	4	2	4.5	2	4	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	
101	製版業	C po	2	3.5	2	4.5	2	3.5	
		C pi	1	2	1	3.5	1	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C po	2	26.5	2	26.5	2	16	
		C pi	1	26.5	1	26.5	1	16	
103	複合肥料製造業	C po	2	30	2	26.5	2	30	
		C pi	1	30	1	26.5	1	30	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
105	ソーダ工業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
106	電炉工業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
107	無機顔料製造業	C po	1	3	2	4	1	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 除く。)	C po	1	2.5	2	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
108項の備考	りん及びりん化合物製造工程にあつて は	C po	2	40	2	40	2	40	
		C pi	1	8	1	8	1	8	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの	C po	1.5	3	2	4	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	3.5	1	1.5	
109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	6.5	7.5	6.5	8	6.5	7.5	
		C pi	4	5	4	8	4	5	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中 間物・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの	C po	1	1.5	2	3.5	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
110項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5	
		C pi	1	1.5	4	8	1	1.5	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	C po	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ ム製造工程に係るもの	C po	1	2	2	3.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化 学工業製品製造工程(脂肪族系中 間物製造工程、環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程、プラスチック製 造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	C po	1	2	2	3.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
113項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5	
		C pi	1	1.5	4	8	1	1.5	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	C po	1	2.5	2	3.5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	C po	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3.5	1	1.5	
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	4	20	6.5	24	4	20	
		C pi	2.5	4	4	8	2.5	4	
116	メタン誘導品製造業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
117	発酵工業	C po	1.5	3	2	4	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
118	コールドロール製品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C po	1.5	3.5	2	5	1.5	3.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては	C po	6.5	24	6.5	24	6.5	24	
		C pi	4	5	4	8	4	5	
120	プラスチック製造業	C po	1	3	2	3.5	1	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
121	合成ゴム製造業	C po	1.5	3.5	2	3.5	1.5	3.5	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	5	2	5	1.5	5	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあつては	C po	2	23	2	60	2	16	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
125	合成繊維製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
129	塗料製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
130	印刷インキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	C po	1.5	6	2	6	1.5	6	
		C pi	1	1.5	1	5	1	1.5	
131項の備考	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8	
		C pi	1	2.5	1	5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
132	医薬品製剤製造業	C po	1	2.5	2	3.5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
133	生物学的製剤製造業	C po	1	2.5	2	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
135	動物用医薬品製造業	C po	2	5	2	3.5	2	5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
136	火薬類製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
137	農薬製造業	C po	2	5.5	2	4	2	5.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
138	合成香料製造業	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
143	写真感光材料製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
145	イオン交換樹脂製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
147	石油精製業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
149	コークス製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 リンについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
150	石油コークス製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
154	なめしかわ製造業	C po	2	3	2	14.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	14.5	1	1.5	
155	毛皮製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
156	板ガラス製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
157	板ガラス加工業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
158	ガラス製加工素材製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
159	ガラス容器製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品 製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
165	生コンクリート製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
166	コンクリート製品製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
168	黒鉛電極製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
169	砕石製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
172	うわ薬製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
173	高炉による製鉄業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
175	フェオアロイ製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
182	鋼管製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
183	伸鉄業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
184	磨棒鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
185	引抜鋼管製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
186	伸線業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
187	ブリキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
188	亜鉛鉄板製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
189	めっき鋼管製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
190	めっき鉄鋼線製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
192	鍛鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
193	鍛工品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
194	鋳鋼製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
196	鋳鉄管製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
197	可鍛鋳鉄製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
198	鉄粉製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
200	非鉄金属製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
201	電気めっき業	C po	1.5	5	2	4	1.5	5	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	
201項の備考	りん又はその化合物による表面処理施 設を設置するものにあつては	C po	2.5	8	4	8	2.5	8	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	C po	2	5.5	2	5.5	2	5.5	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物 による表面処理施設を設置するものに 限る。)にあつては	C po	2.5	5.5	4	8	2.5	5.5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物 による表面処理施設を設置するもの に限る。)にあつては	C po	8	17	8	50	8	16	
		C pi	1	6	1	8.5	1	6	
203	一般機械器具製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
204	電子回路製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	プリント回路製造業
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含む。)
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更
205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又 はその化合物による表面処理施設を 設置するものに限る。)にあつては	C po	3	4.5	6	7	3	4.5	
		C pi	1	2	1	6.5	1	2	
206	輸送用機械器具製造業	C po	1	4	2	4	1	4	
		C pi	1	2	1	3.5	1	2	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又は その化合物による表面処理施設を設 置するものに限る。)にあつては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
207	精密機械器具製造業	C po	1.5	2.5	2	3.5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
208	ガス製造工場	C po	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
209	下水道業	C po	1	4	1	4	1	4	
		C pi	1	4	1	4	1	4	
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度 に下水中のりんを除去できる方法より 高度に下水中のりんを除去できる方法 により下水を処理するもの(高濃度のり んを含有する汚水を多量に受け入れ て処理するものを除く。)にあつては	C po	1	2	1	2	1	2	
		C pi	1	2	1	2	1	2	
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に 受け入れて処理するもの(標準活性汚 泥法その他これと同程度に下水中のり んを除去できる方法により下水を処理 するものに限る。)にあつては	C po	1	8	1	8	1	8	
		C pi	1	8	1	8	1	8	
210	空瓶卸売業	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	3.5	2	4.5	2	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法 律第百六十号)第五条の二に規定す る施設をいう。)	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	1.5	2.5	2	4.5	1.5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C po	4	9	4	10	4	9	
		C pi	1.5	4.5	2	4.5	1.5	4.5	
213	飲食店	C po	3	5.5	4	8	3	5.5	
		C pi	2	4	2	5	2	4	
214	宿泊業	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
215	リネンサプライ業	C po	2.5	8	5	8	2.5	8	
		C pi	1	5	1	6	1	5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C po	2.5	7	5	8	2.5	7	
		C pi	1	3	1	6	1	3	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
219	自動車整備業	C po	2.5	5	4	5	2.5	5	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
220	病院	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25年政令第三百三十八号)第三十二 条第一項の表に規定する算定方法に より算定した処理人員が501人以上の ものに限る。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	4	1	4	1	4	
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法 施行令第三十二条第三項第二号に規 定する技術上の基準を満たす構造の し尿浄化槽より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	1	3	1	3	1	3	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三 十二条第一項の表に規定する算定方 法により算定した処理対象人員が201 人以上500人以下のものに限る。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	5	1	5	1	5	
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法 施行令第三十二条第三項第二号に規 定する技術上の基準を満たす構造の し尿浄化槽より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを 除く。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	4	1	4	1	4	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式 酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法 を加えた方法より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	2	4	2	4	2	4	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
224	ごみ処理業	C po	1	2.5	4	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5	
225	廃油処理業	C po	1	1.5	4	5	1	1.5	
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	C po	1	3	4	8	1	3	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	C po	2	4	4	5	2	4	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
228	と畜場	C po	4	9.5	4	10	4	9.5	
		C pi	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
229	中央卸売市場	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
230	地方卸売市場	C po	2.5	5	4	5	2.5	5	
		C pi	1.5	4	2	4.5	1.5	4	
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C po	1.5	4.5	4	5	1.5	4.5	
		C pi	1	3	2	4.5	1	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C po	1	8	1	8	1	8	
		C pi	1	8	1	8	1	8	